

三井高利関係書翰

ここに紹介する三井高利関係書翰は、三井家の家祖高利と妻かね（寿讚）の書翰を中心に、二人と関わりのある人々の書翰を拾い集めたものである。創業期の延宝期から元禄期にかけて、高利父子達が松坂―京―江戸を結んで事業に取り組む様子や、妻として、母としての寿讚の手紙が留守宅の様子を伝え、人間味を添えている。これらの多くは旧三井家編纂室が編集した三井家歴代当主の編年史料「稿本三井家史料」に掲載されているが、「稿本三井家史料」は、明治四十二年九月の三井家の遠祖越後守高安（高利の祖父）の三百回遠忌に合わせて作られたため創業期前後、特に高利の稿本は史料がごく限られたところで構成されている。主なものとして「三井一統松坂人別帳」⁽¹⁾や三井高平（宗密）の著した「家伝記」⁽²⁾、三井高治（宗印）の「商売記」⁽³⁾、二男高富によって著された「高富草案」⁽⁴⁾、享保十四年に四男高伴が記した「宗寿居士御由緒書」⁽⁵⁾など、高利の子供達の書き残したものが創業の事蹟を

伝えるが、書翰類にも依拠する部分が少なくない。第一次史料が少ないため、書翰は貴重であることから、今回新たに考証と校合を加えたものである。収録の範囲は、高利本人のほか母殊法、長兄三郎左衛門俊次（浄貞）、兄三郎兵衛重俊の子清次郎、妻寿讚、二男高富、三男高治、四男高伴、十男高春、それに五男安長の養父野田五郎右衛門である。

これらの書翰は差出人ごとに、年代（推定）順に配列した。左の通りである。なお、高利妻かねの名は、本史料紹介では寿讚で統一した。

〔1〕殊法書翰 二月廿九日（延宝三年 高利宛）

〔2〕三井三郎左衛門俊次書翰 霜月五日（万治年間 須賀

屋三郎兵衛他宛）

〔3〕三井三郎左衛門俊次書翰 極月廿一日（万治年間 須賀屋三郎兵衛他宛）

〔4〕三井清次郎書翰 八月廿二日（延宝元年 高利宛）

- [5] 三井高利書翰 十月十三日(延宝三、四年頃 高富・高伴他宛)
- [6] 三井高利書翰 十月廿二日(延宝三年 高富・高伴他宛)
- [7] 三井高利書翰 霜月十九日(延宝三年 高富・高伴他宛)
- [8] 三井高利書翰 六月廿七日(延宝四年 高伴宛)
- [9] 三井高利書翰 卯月廿二日(延宝年間 高平・中川清三郎宛)
- [10] 三井高利書翰 極月六日(延宝年間 宛先不明)
- [11] 三井高利書翰 四月廿三日(延宝八年 高平宛)
- [12] 三井高利書翰 十二月廿五日(貞享二年 高伴・高好・七左衛門宛)
- [13] 三井高利書翰 卯月廿九日(貞享三、四年頃 高平宛)
- [14] 三井高利書翰 卯月十七日(元禄元年カ 寿讚宛)
- [15] 三井高利書翰 三月廿七日(元禄初年 脇田藤右衛門他手代宛)
- [16] 三井高利書翰 三月九日(年不詳 寿讚宛)
- [17] 寿讚書翰 四月十二日(延宝八年・天和三年カ 高利宛)
- [18] 寿讚書翰 十一月十一日(貞享末年カ 高利宛)

- [19] 寿讚書翰 正月十五日(元禄元、二年頃 高伴宛)
- [20] 寿讚書翰 八月廿七日(元禄三年 高利宛)
- [21] 寿讚書翰 九月十七日(元禄三年 高利宛)
- [22] 寿讚書翰 八月廿四日(元禄四、五年頃 ちよう宛)
- [23] 寿讚書翰 二月十七日(元禄五年 ちよう宛)
- [24] 寿讚書翰 廿六日(元禄五、六年頃 高治宛)
- [25] 寿讚書翰 六月十三日(元禄五、六年頃 ちよう宛)
- [26] 寿讚書翰 八月一日(元禄六年 即右衛門孝賢宛)
- [27] 寿讚書翰 八月二日(元禄六年 石井安長・即右衛門孝賢宛)
- [28] 寿讚書翰 正月五日(元禄七年カ 寺井庄右衛門宛)
- [29] 寿讚書翰(元禄七年三月頃カ 石井宗秀宛)
- [30] 寿讚書翰断片(元禄七年三月頃カ 石井宗秀宛)
- [31] 寿讚書翰 九月廿三日(元禄六、七年頃カ 甚左衛門宛)
- [32] 寿讚書翰 正月十三日(元禄九年 高富宛)
- [33] 寿讚書翰 三月廿五日(元禄九年カ 吉郎右衛門高古宛)
- [34] 三井高富書翰 五月十九日(延宝五・七年 高利宛)
- [35] 三井高伴書翰 二月十九日(延宝四年・貞享二年 寿讚宛)
- [36] 庄次郎書翰 八月三日(高利自筆)(貞享二、三年以

降 寿讃宛)

〔37〕野田五郎右衛門書翰 五月六日(延宝五年頃 高利宛)

高利夫妻の手紙は、子供宛の場合は、それぞれ三井各家に伝わり、店又は手代に送られたものは、店をとおして三井家同族会に伝わり、現三井文庫に保存されている。またそれとは別に、「三井家譜草稿」を編纂した、永坂町家第四代高蔭が意図的に収集に務めたと思われる書翰類も多い。しかし、中には、原本が所在不明となっており、影書本や、筆写本、写真が残っているものは幸いとして、それらすら残されていない手紙もある。それらは「稿本三井家史料」からそのまま出さざるを得なかった。個別の解説の中で断りを入れることとする。

三井高利とその子供達に関しては、中田易直『三井高利』(人物叢書、昭和三四年 吉川弘文館)や『三井事業史』(本篇一)(昭和五五年 三井文庫)に詳述されているので、ここで重ねて多くを触れることはしない。その代りとして高利の略年譜を入れた。また高利の兄弟の家の略系図(第1図)、高利一家の略系図(第2図)、および高利や子供達の名前の変遷、居住地を知るために、一家全体の略年表を作成し、末尾に入れた。

高利一家の略年表は「三井一統松坂人別帳」から寛文五年

(二六六五)〜元禄十六年(一七〇三)までの高利一家の個々の動勢を調べたものである。松坂役所に住民登録された名前の変化、所在地、年齢等がわかるので、前に述べたように「稿本三井家史料」にかなり利用されている。ただし「稿本三井家史料」では年齢の取り方や改名の年代の当てはめ方は他の史料によって傍証に基づいた結果とズレの生じる場合がある。区別するため人別帳以外からとったものを()で括った。なお、この人別帳は子供が八歳になると記載されるようになるため、八歳以前の名前は判らない場合がある。

〔三井高利略年譜〕

元和 八・ 高利伊勢松坂に生まれる

寛永一〇・一二歳、父高俊没(松坂来迎寺に葬る)

同 一二・一四歳、松坂を出立、江戸に出て長兄俊次の本

町四丁目店を手伝う

同 一六・一八歳、兄重俊母殊法の孝養のため松坂帰省、

代わって高利本町四丁目店を支配し、

商才を発揮

慶安 二・二八歳、江戸本町二丁目に居宅を購入

中兄重俊死去につき、代わって母へ孝

養のため松坂に帰る／江戸両替商中川

清右衛門の娘かねと結婚

承応 元・三二歳、松坂本町西側に居宅を購入

同 二・三二歳、長男高平出生

同 三・三三歳、次男高富出生

明暦 三・三六歳、三男高治出生

万治 二・三八歳、四男高伴出生

同 三・三九歳、五男安長出生

寛文 二・四一歳、六男高好出生

同 三・四二歳、七男七郎次出生（早世）

同 六・四五歳、八男午之助出生（早世）

同 七・四六歳、長男高平（一五歳）長兄俊次の江戸本町四丁目店に勤務／長女千代出生

同 八・四七歳、次男高富（一五歳）長兄俊次の江戸本町四丁目店に勤務

同 九・四八歳、次女よし出生（早世）

同 十・四九歳、長男高平、八郎右衛門を称す。京都室町釘抜三郎左衛門店にて仕入方を見習う

同 十二・五一歳、三女松出生（早世）／九男高久出生

延宝 元・五二歳、四女かち出生／七月、長兄俊次京都にて没す（墓所 京都大雲院）

八月、江戸本町一丁目に間口一間半の呉服店を開く／京都室町蛸薬師町東側に呉服仕入店を開く

延宝 四・五五歳、江戸本町二丁目店を新設／母殊法没す（墓所 松坂来迎寺）／一〇男高春出生／京都の仕入店を南寄りに移転

延宝 五・五六歳、この頃、店用の符牒を作成

延宝 七・五八歳、五女きよ出生

延宝 八・五九歳、剃髪して宗寿と号す

（延宝五〜天和元頃）暖簾印を「丸の内に井桁三」に変更

天和 三・六二歳、呉服店を駿河町南側に移し、開店にさいし引札（宣伝ビラ）を配り、「現金安売り掛け値無し」を標榜／呉服店の西側に両替店を新設

貞享 元・六三歳、孫高房出生

貞享 二・六四歳、西陣の直買い店を新猪熊町に移転して上之店と称す

貞享 三・六五歳、京に本拠を移し、京都新町通六角町に土地を購入して両替店を開設

貞享 四・六六歳、高平、八郎兵衛と改名、幕府払方御納戸呉服御用を拝命／次男高富、八郎右衛門を名乗る／江戸駿河町に綿店を新設／江戸と京都に御用所を設置／四女かち、松坂長崎八兵衛と結婚

元禄 二・六八歳、江戸両替店、江戸本両替仲間に加

長女ちよ夫石原七左衛門死

同 三・六九歳、大坂御金蔵銀御為替御用を拝命

同 四・七〇歳、大坂高麗橋一丁目に呉服店ならびに両替店を開設

同 五・七二歳、別腹十一男高勝出生／長女千代、次兄桜井弘重の四男孝賢と結婚

同 六・七二歳、三月、病に罹る／松坂小野田権左衛門三男高古を養子とする（ついで高古、高利五男安長の娘みちと結婚）

九月、遺書の腹案を示し、主な息子たちと協議す

同 七・七三歳、二月、遺書に遺産の割歩を記し、兄弟一致による事業経営を約す

五月、没（七三歳、法名松樹院長普宗 寿大居士、墓所京都真如堂）

同 九・没後、十月、妻かね没（六二歳、法名栄昌院長 空寿讚大姉、墓所京都真如堂）

〔1〕殊法書翰（延宝三年二月 高利宛）

高利の母殊法の書翰は一通あるのみである。原本はもともとは小石川三井家に伝来したが、現在は所在不明である。ここに掲げるのは「稿本三井家史料」へ三井高俊の所収の明治四一年に撮影された写真の印刷であり、判読が難しく、稿本

の解釈に頼るところが大きい。

この書翰は、松坂の殊法から、京都にいる高利の元へ出したもので、高利不在の間の松坂の状況を伝える。一家略年表に見るように、三郎兵衛（三男高治）、五郎八（五男安長）が二人とも京都にいる時で、「かもじちか〜」によるこびまへ（二御いり）とあって、かもじち高利の妻かね（寿讚）がよろこび出産を間近に控えているのであり、延宝三年（一六七五）に出生した一〇男高春が、それに該当する。安長と高治は「在京都」であるが、高利自身は「在松坂」であって、高利が二人の子供を連れて、指導を兼ねて呉服物の仕入れを行っていたのであろう。この年、松坂では非人が多く、本町では施行がなされた。殊法も、延宝元年（一六七三）七月に死没した三郎左衛門浄貞の年忌時分にしようという。文面全体から、高利が京都に長期滞在中であるらしいことが読みとれる。二郎右衛門は、二男高富のことで、江戸から松坂に戻る予定であるらしい。

殊法については、孫にあたる高治（宗印）の著した「商売記」の、商才と始末に長けた祖母像しか伝えるものがないが、息子や孫の帰りを待ち侘びる生身の心情が察せられる。

〔2〕、〔3〕 三井三郎左衛門俊次書簡（万治年間 須賀屋三郎兵衛他宛）

二通とも同じ年の十一月と十二月に書かれたもので宛先人

も同じである。

高利の長兄俊次は、「三井一統松坂人別帳」によると、寛文六年に浄貞と名を改めるので、この二通の書翰はそれ以前に書かれたことは間違いない。高蔭の筆で「万治年間」と貼紙されているので、これに従った。

宛先の須賀屋三郎兵衛、下ノ倉三左衛門、岡山又右衛門、雲出倉七郎左衛門、石福吉兵衛は、松坂の有力町人で、うち下倉、伊豆倉鈴木、雲出倉（寺西氏）は金融業を営む蔵方である。「松坂実録」（『松坂市史』第九卷史料篇）に万治二年から延享二年まで八〇年間の松坂の大年寄として、本町雲出倉七郎左衛門、日の町下ノ倉三左衛門、魚町石福吉兵衛の名がある。岡山又右衛門は「松坂雑集」へ観音小路諸家之事に代々出てくる名家である。

長兄俊次は、寛永期に江戸に店を出してから、延宝元年（一六七三）に死ぬまで四〇年余松坂を離れているが、紀州藩の金融に関する手形紛失一件で松坂の有力町人と手紙のやりとりがなされたようである。清兵衛とは高利の次兄弘重で、桐生の桜井氏へ養子に行き、慶安頃松坂に戻った。八郎兵衛は高利。京住いの俊次にとつて、紀州家との関係で身内が松坂にいた必要があつたかも知れない。

〔4〕三井清次郎書翰（延宝元年八月廿二日 高利宛）

三井清次郎は、高利の三番目の兄三郎兵衛重俊の二男であ

る。重俊は長兄俊次を凌ぐほどの力量があり、重俊が江戸で俊次は京都で仕入れするという図式を作つて釘抜店を盛り立てたほどの人物であつたが、母珠法の願いによつて松坂に帰り、三六歳で若死する。その子供については第一図を参照されたい。「商売記」には、三郎兵衛の家系が頷れるに至つた道理が記されているが、あまり好意的な見方をしていない。清次郎については「一生手今無妻にて松坂片脇に隠者に成居」と晩年を記している。

書翰は江戸から京都の高利に送つたもの。浄貞の死、高利の江戸店開店という、親類として重大な事件を書いている。清次郎の目に、江戸店は次郎右衛門Ⅱ二男高富が出した、という印象をもつたようだが、長男高平はすでに京都にあつて、仕入れにあたつていたのであろう。

又「商売記」中、浄貞の嫡男三郎左衛門紹貞と、清次郎の弟で、浄貞方へ養子に入つた六右衛門（道念）の不和が記されているが、この書翰によつて、浄貞の生前に和睦となつたことが明らかにされている。短いけれども、開店時の状況を伝える貴重な書翰である。庄兵衛は裏店の飯炊き男であつたのを、高利がその才能を見出して、自身が江戸を離れるさい本町四丁目店の支配人として、取立てた人物である。本町三丁目に居住する。

〔5〕〔6〕〔7〕三井高利書翰（延宝三年 高富、高伴、手

代九郎兵衛宛

三通とも松坂から江戸に送られたもの。四郎右衛門は四男高伴が、延宝三年、四年の二年間のみ使っていた名前である。九郎兵衛は「三井一統松坂人別帳」寛文六年に「手代九郎兵衛 二十八 右江戸本町四丁目とある。先に延宝元年八月、本町一丁目に呉服店を開店当初からの支配人である。浄貞の釘抜店から引抜いてきたのであろう。

(5) では高利と高平の間で、染物の買付方に方針にズレがあることが読みとれる。小野田店など他店を見習って染物や春物の注文を急がせるなど、仕入担当の高平をさし置き、松坂から直接江戸店に指示しているのである。(6) は翌延宝四年(一六七六)の江戸本町二丁目店開設準備の件を申し送っている。手紙を託された中川清三郎(常宇)は高利の妻寿讃の弟で、中川家の本家を襲ぐ清右衛門常故(寿讃のすぐ下の弟)の養子となっている。生国は松坂。中川家は京都新町と江戸本町替町、大坂過書町に両替店を営む、また江戸伊勢町に米店をもつ。

(7) 江戸の新店舗二丁目店が延宝四年に開店となることを裏付ける根拠となる史料の一つである。すなわち「紀州様今廿一日ニ爰許へ御着被成云々」の個所で、『南紀徳川史』(清溪公)の延宝三年十一月の松坂入城と滞在期間がほぼ一致するところからきている。竹内道本は中川常印の妻の里方、荒

木山三郎は、松坂中町在住。為替がよく利用されていることがわかる。小野田三郎右衛門は高利の甥(姉ひめの子)である。なお追書の鎌田又八は三郎右衛門の妹ひめの夫である。注(11)の小野田氏略系図を参照されたい。

(8) 三井高利書翰(延宝四年頃六月 高伴宛)

宛先の四郎右衛門は四男高伴で、この頃一八才位になる。次郎右衛門高富は上京して、江戸には高伴一人がいる。その高伴に高利は店前売りで儲けをあげるようはっぱをかけているのである。八郎右衛門は高平である。

(9) 三井高利書翰(延宝年間卯月 中川清三郎、三井高平宛)

商いを基にたとえてノウハウを教示した一文。原本は現在所在不明である。高利が八郎兵衛と名乗っているところから、延宝八年以前のものである。中川清三郎は前述したように寿讃の弟で、江戸両替商。おそらく高平が江戸で商売をはじめて間もない頃の延宝初年のものと思われる。

(10) 三井高利書翰(延宝年間極月 宛先ナシ)

宛先人は書かれていないが、「其元両人之内」とあり、江戸店に結める二人宛ということである。差出名が「八郎兵衛高利」であることから、延宝八年以前の手紙である。三男高治は病身のため延宝年間松坂に戻っていたようなので、右の二人とは高富と高伴を指すものと思われる。

小津清兵衛は松坂の有力商人小津一族の自家筋である。

〔11〕三井高利書翰（延宝八年四月 高平宛）

江戸の商況を松坂の高平に伝え送ったもの。延宝八年（一六八〇）四月將軍家綱の病い鬱滞を慰めるため、二の丸に於て酒井雅樂頭、稲葉美濃守各々の饗宴が催され、それが故に一町目店も売り上げがあつたし、江戸町中が賑い潤つた。追々一町目店から京都へ夏物の注文が来るだろうと知らせ、また三男三郎兵衛（高治）をして南都に晒の買付に行かせる手筈もつけている。一家略年表をみると表向きには高平は在京都であるが、実は病氣静養のため松坂にいて、代わりに高利が京都にいたようである。高治は江戸在住となっているが、やはり京都にいたと思われる。

小野田治左衛門^⑩は高利の姉ひめと夫権左衛門の二男俊重、すなわち高利の甥である。

〔12〕三井高利書翰（貞享二年十二月 高好、高久、七左衛門宛）

原本所在不明のため「稿本三井家史料」から収録した。

四女からは高利十三番目の子供。貞享三年正月、十四才（商売記）では一五才）で松坂在住の長崎八兵衛に嫁した。

この書翰は長崎方との縁談の進行状況を、江戸にいる源右衛門（六男高好）、勘右衛門（九男高久）および三井七左衛門に宛てて書き送っている。七左衛門は、江戸店の支配人石原

七左衛門^⑪、貞享二年高利の長女千代と結婚している。

なお、からは元禄九年「夫不宜取戻ス」（家伝記）として、三井側から働きかけて離縁させ、家に連れ戻した。のち北家三代高房の時代に長井家として連家に取立てられている。長崎八兵衛に関しては、寿讚書翰（29）を参照されたい。

〔13〕三井高利書翰（貞享四年四月、高平宛）

貞享三年（一六三六）九月、高利は京都新町六角下ル町に地所を買ひ求めて居住することになった。この書翰は普請完成間近の居宅で書かれたらしく、「此方鬧敷候」とある。宛先の八郎右衛門とあるのは病氣で松坂に養生する長男高平であろう。この居宅の一角で高利自らが為替の取扱いを始めており、江戸の情報には中川清三郎からも仕入れていることがわかる。「いつミ殿」は、藤堂和泉守である。藤堂藩へは、延宝期に高利が中川清右衛門と組んで米貸しをして儲けている。

〔14〕三井高利書翰（元禄元年カ 四月 寿讚宛）

京都に住む高利から、高治に男児が誕生したことを寿讚に知らせたもの。高治の子供六人のうち、上から三人が男子であるが、長男高方（新町家二代）は元禄元年、二男山三郎は元禄二年、後に小石川家を嗣ぐ三男高副は元禄六年の生れである。元禄六年に高利は病となるため、出生したのは高方か、山三郎ということになる。宛先人の八郎右衛門殿は高富を指す。

〔15〕三井高利書翰写（元禄初年三月 脇田藤右衛門他宛）

この書翰の原本は元三井呉服店にあったものらしいが、現在所在不明であり、写本のみ残っている。宛先人の四人は手代であり、脇田藤右衛門はこの頃、江戸本店の名代である。小林善次郎や中西宗助等と共に三井家の重鎮とされる。

昔唐白を大坂唐白の棹の長さに変えたと得することや、千石通し、油、蕎麦切り、きな粉、湯風呂等々の節便の方法、はては母珠法を思わせる江戸四店（呉服店、両替店、綿店、御用所）の畳の古縁に至るまで無駄にさせない高利であるが高価な掛時計を購入して、その便利さを吹聴する意外な面もみせる書翰である。

〔16〕三井高利書翰（年不詳八月 寿讃宛）

京都の高利から松坂の寿讃に宛てた手紙で、延宝八年頃から寿讃が京都に出る以前の元禄六年までのものと思われる。八郎右衛門が高平であるか、高富であるかは微妙である。又、庄次郎も九男の高久なのか一〇男高春なのか、むずかしいところである。貞享三年以後ならばまだ母寿讃とともに松坂にいたる高春ということになる。高春は翌四年には江戸在住になつている。

〔17〕寿讃書翰（延宝八年―天和三年四月 高利宛）

松坂の寿讃から京都の高利に宛てた返書である。宛名が「宗寿」であるから、延宝八年以降のもので、天和三年（一

六八三）以前に書かれたものであろう。すなわち松坂の様子について高平の妻「おかねふし」とのみ報告していることから、まだ孫高房の生まれる以前のものとして推察出来る。高利からの手紙を携えて京都から松坂に着いた使用人達、江戸へ向つた手代、京都へ送り出す前に病気になる手代、それぞれの状況を知らせている。

〔18〕寿讃書翰（貞享三年―元禄五年頃 十一月 高利宛）

松坂の寿讃から京都の高利に宛て、紀州藩からの貸付金の返済延期依頼の件を伝えたもの。年代は不詳であるが、紀州藩城代小笠原与左衛門が、貞享二年（一六八五）より元禄八年（一六九五）まで松坂代官であつたことや、江戸住いの四男高伴が次郎右衛門を名乗つた時期が貞享三年以降とすると、寿讃が京都へ出る前の元禄五年までが範囲となる。常印は寿讃の二番目の弟で、中川家の分家となる。

〔19〕寿讃書翰（元禄元、二年頃 高伴宛）

松坂の寿讃より江戸の四男次郎右衛門高伴に宛てた、年始状の返礼である。八郎兵衛は長男高平である。高平は、貞享四年に牧野備後守の斡旋により、幕府呉服御用を拝命して、八郎右衛門名前から八郎兵衛と改名し、江戸住みとなつている。また長女千代の夫石原七左衛門は元禄二年四月に病没するが、この手紙は七左衛門の生存中であることから元禄元年か二年の正月に書かれたと推定することができる。

〔20〕 寿讃書翰（元禄三年八月 高利宛）

松坂の寿讃から京都居住の高利に宛てたもの。齡七〇になるという高利が小刀で怪我をしたという、子供達からの連絡を受けて、高利に対し、子供達の迷惑にならないよう、活動を押えて年相応に慎むべしと諫めたもの。高利の周辺にいたのは三郎助、源右衛門、中川常故、常印兄弟。三郎助は三男高治（京都室町通薬師町に居住）、源右衛門は六男高好である。八郎右衛門は、松坂の寿讃の傍で養生する二男高富、八郎兵衛は呉服御用で江戸へ行った長男高平のことである。

〔21〕 寿讃書翰（元禄三年九月 高利宛）

内容からみて〔20〕に続く手紙である。高利の怪我一件の情報も江戸にまで及び見舞客が来たり、江戸にいる八郎兵衛（高平）、次郎右衛門（四男高伴）からも寿讃に宛てて、高利に対し駕籠の利用を進めるように言い寄越してきた。三井一族にとって、高利の怪我はそれ程の一大事であり、これまで高利は寿讃の説得を聞き入れなかったが、子供達の応援をバックに寿讃が高利に自肅を求めるといふきつかけともなっている。庄二郎とあるのは一〇男高春で、貞享四年（一六六七）一三才で江戸に出ているが、元禄三年（一六九〇）のこの年松坂の母の元において、再度江戸へ行くことになっているのであろう。元之助とは、二男高平の嫡子高房（北家三代）のことである。

〔22〕 寿讃書翰（元禄四、五年頃八月 ちよう宛）

松坂から京都高治の妻お長に送ったもの。京都新町に住む高利のために誰か世話する人を捜すように、というものである。西ノ洞院さわ殿、みようこ、おせき、いずれも寿讃やお長と親しい間柄らしいが、誰であるかわからない。

〔23〕 寿讃書翰（元禄五年一月 ちよう宛）

宛先人のおちよう（長）は、三男高治の妻。「おかちおや子」とは元禄五年四女かちと長崎八兵衛との間に生まれた「しう」のことであろう。次郎右衛門（高伴）が、江戸から上京する日程のことや、寿讃自身が上京する時期について伝えている。五女きよは、元禄六年に江戸の中川清三郎と結婚する。

〔24〕 寿讃書翰（元禄五、六年頃 廿六日 高治宛）

年月は書かれていないが、元禄五、六年頃のごく限られた時期の手紙である。長女千代の再婚相手となった即右衛門は、元禄五年（一六九二）に松坂人別帳に名前が記帳されている。また寿讃は宗寿晩年の元禄六年には京都に滞在しているのので、早くても元禄四年、元禄五年以降六年の寒い頃と限定されるのである。即右衛門とは、高利の次兄、桐生桜井氏へ養子に入った弘重（清兵衛）の四男孝賢¹³である。孝賢は松坂の三井家代表として元禄八年に松坂大年寄になる。三はくは、お抱え医師西三伯¹⁶のこと。

〔25〕寿讀書翰（元禄五、六年 六月 ちよう宛）

京都の三郎助一家へのご機嫌伺い書である。三郎吉とは高治の長男高方、山三郎は二男である。高治の妻ち（よ）が三番目の子を宿していると思われ、暑さを氣遣っている。めうこはいかなる人物かわからない。

〔26〕寿讀書翰（元禄六年八月 三井即右衛門宛）

京都の寿讀から松坂の養子即右衛門（孝賢）宛だが、即右衛門に託してみね、かち、きよにも宛てている。松坂から二度に亘って手紙が来たので、その返事である。

元禄六年三月、高利は病に罹り、家人と話せなくなった程であった。病後〔17〕の高利の様子や、急病の弟中川常印を案ずる内容である。高利と寿讀が連れ立って京都東山の真如堂〔18〕へ参詣に行った。長崎八兵衛のおかげで内陣へ入れたという。寿讀にとっては、高利の病後の養生に、やっと落ちついた夫婦の關係を得られたということになる。

おいくとは、即右衛門とみねの娘で、元禄六年七月生れ。

惣（示）左衛門は、高利五男安長、長崎は四女かちの嫁先、かうや町は小野田珠琳（小野田三郎右衛門女で小野田治左衛門室）のこと。追書にあるように「ぬし様とかくはやく御くたりあそはし候ハんと御申候」の一文は、高利の望郷の念を察することができる。

〔27〕寿讀書翰（元禄六年八月 安長、孝賢宛）

〔25〕に続いて翌日に書いたもの。夫高利は真如堂〔18〕へ参詣できる程の息才であるが、弟中川常印の病状が心配で、快氣するまで松坂に戻らないので着る物を届けてほしい、という内容である。「むかいけのころもち」とは吐き氣のこと、「ちらくろう」はよくわからない。安長は、江戸で養家の松屋の木綿店を一〇年程営んでいたが、不行跡によって実家ともども義絶される。淀の城主石河主殿守の後押しで義絶を赦され、石河の石と三井の井の字を取って石井姓となり、宗左衛門と名を替えて、元禄四、五年頃から一時、松坂の寿讀に養われているのである。

〔28〕寿讀書翰（元禄七年カ 正月 庄右衛門宛）

江戸店手代庄右衛門に送った年頭の挨拶状。八郎兵衛は長男高平、次郎右衛門は四男高伴、おみの（江戸奥住氏）は高伴の妻、勘右衛門は九男高久、九郎右衛門は一〇男高春である。いずれも江戸にいたのである。これらの人々が江戸に揃っている年を表でみると、元禄七年（一六九四）があてはまり、しかも寿讀の還暦の年となる。

〔29〕〔30〕寿讀書翰（元禄七年三月頃カ 安長宛）

京都の寿讀から松坂の石井宗左衛門（安長）に宛てた、内々の文である。高利の書置に宗左衛門への遺産配分が記されているが、書置が着いたらそれに押判して確かな便を使つて、届けるように、というものである。この書翰に、高利夫

妻の安長に対する心情を見ることが出来る。問題は四女からの夫、長崎八兵衛が、江戸で度々大金を使い込んで、上京するといふ。金策のため宗左衛門の元へ行くであろうことを見越して、注告を与えている。長崎八兵衛は油断できない人物とみなされ、事実元禄一〇年（一六九七）にかちは離婚して、三井家に戻るのである。（30）はおそらく（29）に続くもので、遺産配分の書置の件を兄弟にも知られないようにと、固く念を押したものと思われる。宗左衛門は高利の死後も不行跡が止まず、寿讚の逆鱗に触れて、松坂を追われ、ついには伏見住いとなるのである。

〔31〕寿讚書翰（元禄六、七年頃カ 九月 甚左衛門宛）

宛先の甚左衛門がどういふ人物かわからないが、寿讚が京都に滞在した時に世話になったことに対する礼状である。寿讚ばかりでなく、松坂の宗左衛門（安長）、即右衛門、それに中川常故にまで、祝儀を贈っているところから、まず三井一家の近くにいる人物であろう。「きよようてんほう」の意味は不明。なお、八郎兵衛は長男高平、八郎右衛門は二男高富、めうあん殿は誰のことかわからない。

〔32〕寿讚書翰（元禄九年正月 高富宛）

寿讚が京都に滞在する高富に贈った年始状で、高富への返書でもある。病弱な高富が一年間（元禄八年中）無事に厄年を終えたことを安堵する母親像が浮んでくる。庄右衛門は寺

井庄右衛門、庄之助は、元禄五年（一六九二）、京都に生れた庶子高勝で、高利七十一才の時の子供である。高勝のことは「家伝記」「商売記」にもあえて名前が記されていないが、子供のいない高富が養子として養育した。

〔33〕寿讚書翰（元禄九年三月 吉郎右衛門高古宛）

吉郎右衛門は小野田権左衛門俊貞の三男で、高利の五男安長の娘美知の夫である。俊貞は高利の甥（第一函および注（11）参照）にあたるので、吉郎右衛門にとって高利は大叔父になる。「三井一統松坂人別帳」の元禄七年に名前が記入されるため、元禄六年（一六九三）三十一才の時に、結婚して高利の養子となったと思われる。同八年から夫婦ともに大坂に在住し、宝永六年（一七〇九）に松坂に戻る。したがって寿讚のこの手紙は大坂で受け取っていることになる。寿讚は翌元禄九年一〇月に死没するのであるが、手紙の内容から身体の具合がよくないことが知られる。現在残された寿讚の手紙として最晩年のものである。

〔34〕三井高富書翰（延宝五、七年五月 高利宛）

江戸の高富から松坂の高利に宛てた書翰で、江戸本町二丁目店に続き、本町二丁目店が新設されてから以降のものである。呉服売り上げ金の送金手段を利用して、他者からの送金依頼に依っていたことがわかる。また、どこかの大名からか、御用金の催促があつて、高富一人の手に負えないよう度松坂

の父に意見を求めている。松崎伊右衛門、六兵衛共に人物がわからない。

〔35〕三井高伴書翰（延宝五年～貞享年間二月 寿讃宛）

四男高伴が、源右衛門を名乗っていた時期の、延宝五年（二六七七）から次郎右衛門名前に替る貞享一、二年の間の書翰である。江戸からすぐに母の元へ直行したいけれども、京都で用事があって遅れる旨を伝える。

〔36〕庄次郎書翰（高利自筆）（貞享二、三年～元禄元年 寿讃宛）

高利が庄次郎の名前で京都から松坂の寿讃に宛て出したもの。品物の受取りの手紙である。代りに京都からは松坂にいる高平の嫡男元之介（高房）に「馬之くび」を送った、とある。この元之介が「源之助」であるのか、「元之助」であるのかで、庄次郎が九男高久なのか十男高春なのか違ってしまうのである。高平の長男高房は天和三年（一六八三）の生れである。元禄四年（一六九一）八歳ではじめて「三井一統松坂人別帳」に載った時は「源之助」、同六年以降「元之助」と記載されているが、少くとも高利の病いの年である後者ではなさそうである。表の高久、高春の庄次郎名前が京都在住で、しかも天和三年以降をみると、高久なら貞享二年が、高春なら元禄元年が該当するのであるが、何とも言えない。

〔37〕野田五郎右衛門書翰（延宝五年頃五月 高利宛）

野田五郎右衛門は、京都商人、屋号は松屋。高利五男安長は一七才の時（延宝四年十一月）野田家の養子となった。

「爰元伊兵衛義、弥（前巻）なしまれ」とあり、養家に入つてすぐ伊兵衛と名を替えたようである。

（樋口知子）

（1）永坂町三井家所蔵史料。四代高蔭が抄写したもの。

（2）（3）いずれも享保七年作成。『三井事業史』史料篇一所収。

（4）『三井文庫論叢』第四号所収。

（5）北三井家所蔵史料

（6）『三井事業史』史料篇一収録の「商売記」では、俊次が江戸に小間物店を出してから「当辰年まで九十余年」と読んでいるが、年間の間違ひである。

（7）『三井家譜草稿』によれば清兵衛弘重は、桜井内記の後嗣ではなく、松坂の小野田権左衛門の嫡男利兵衛が、桜井へ養子に入ったその後を嗣いだとしている。

また弘重は慶安中に松坂湊町に住んだという。

（8）三井六右衛門は養父浄貞から譲られた、本町一、二丁目の店を潰すほどの不行跡で奢りの心が強く、のち鳴滝に隠棲し、三井秋風と呼ばれるようになる。談林風の俳階を嗜み、黄檗に凝つて異形の者になったとい

う。高房著「町人考見録」参照。

(9) 「松坂権輿雜集」(本町諸家之事)に名前がある。大
力で知られている。

(10) 小野田家と三井家は、何組もの婚姻を結んでいるの
で、縁が深い。左に小野田の略系図を示す。

(11) 石原七左衛門は、延宝五年(一六七七)に宗兵衛の
名で江戸で召抱えられた。「此もの勝たる器量在之故
早速間もなく支配人に被申付候、此もの手代共へ下知
殊外宜敷、少も下々たじろき不申候」(「商売記」と
いう大功をもって取立てられた。「三井一統松坂人別
帳」では貞享三年に名前が出てくるので、前年に縁組
し、三井姓となったと推測される。七左衛門は元禄二
年亡くなるまで江戸在住となっている。

(12) 高平は貞享四年(一六八七)に牧野備後守の斡旋で、
幕府御納戸呉服御用を仰せつかり、八郎兵衛と名を変
え、代わってやはり松坂で病氣療養中の高富が八郎右
衛門となるわけだが、高平が江戸へ呼ばれるのは十月
以降のことである、高伴の「宗寿居士由緒書」に高平
が江戸に出て老中四人に謁見する記載があるが、その
一人土屋相模守が老中となるのは十月である。

(13) 高治の妻ちようは、奈良の深川伊右衛門の娘である。
高治が何時結婚したのかはつきりしないが、(11)に

あるように延宝八年(一六八〇)に南都へ晒の買付に
出掛けている。それも関係あるとして、その後元禄元
年(一六八八)には長男四郎次郎(25)では三郎吉
が生れているので、元禄以前とみる事ができる。但
し松坂役所へ婚姻を届け出たのは、元禄七年(一六九
四)となっている。

(14) 即右衛門について、高利が養子として敢て一族に組
み入れた事情が「家伝記」に記されている。

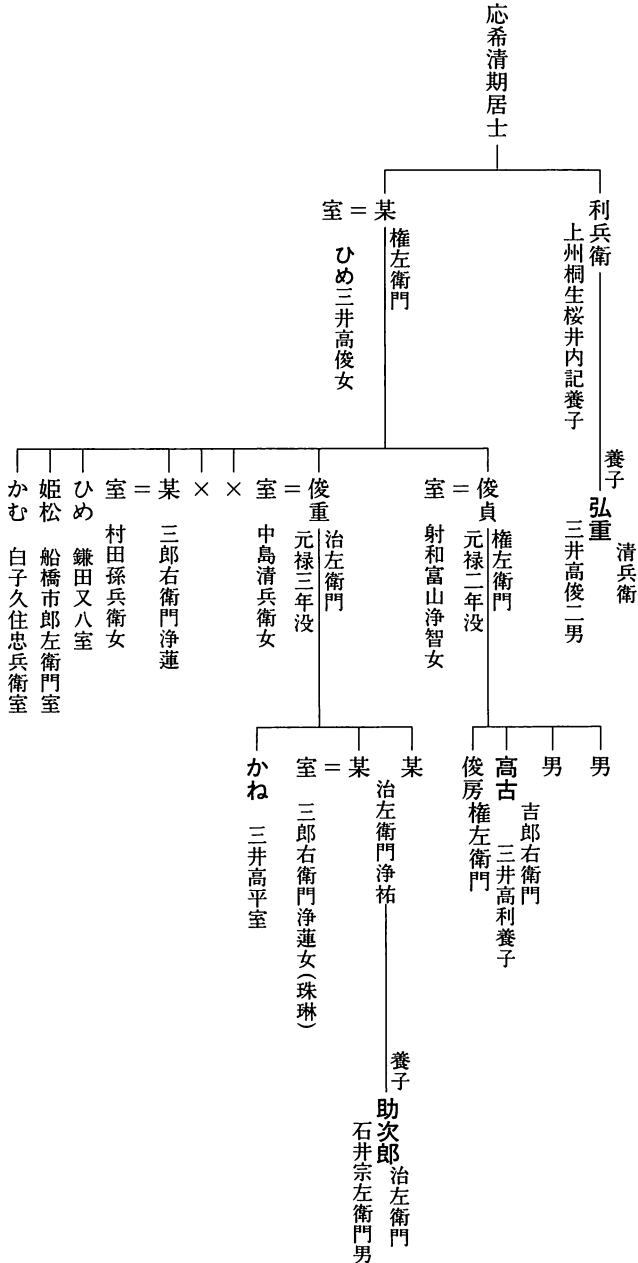
宗寿取立之者

法名了栄

一甥則右衛門
右者元祖兄桜井宗誉子也、実者家筋父方の甥、宗誉宗
寿睦しからず、手前繁盛ニ付引取九女ちよト娶し、依
之後は兄弟睦敷成、第一兄孝養也、ちよ始ハ手代随一
の七右衛門、家へ対し忠孝第一筋目能もの、一旦是に
めあわし中年にて終、夫々如此則右衛門ニ松坂本宅譲
り、勢州表役義為相勤候付勢州向首尾能、不残の兄弟
京都へ居住致し安き事、然者則右衛門義者七右衛門代
り、実者父方の甥取立之内重キ者也、

(15) 中川家もまた三井家との婚姻を多く重ねており、両
家の結びつきの強さの程がわかる。寿讚、常故(室は
三井三郎兵衛重俊女)の次世代をみると、常宇・みか
以外に、高平女すが入嫁、高富室かな、即右衛門後

⑩ 小野田氏略系図



室とわ、桜井弘通室某女と結んでいる。このうち中川清三郎夫妻、次の代の弟孫三郎（常立）、ともに仏門に入り中川家を衰退させる（「町人考見録」参照）。

(16) 江戸店詰の高富が、三六歳から病者となり、以来西三伯の医療法で、五〇歳半ばまで命を永らえたと、信頼が厚い。

(17) 病が重く、家人とも話せなくなった高利が、松坂來迎寺の住職照空上人に文字で法話を受けたところ「朗然トシテ心開ケ」快方に向かったという（「松樹院殿遺墨并照空上人書付写」三井文庫所蔵史料 新八一四）。

(18) 高利が真如堂を気に入って永代の墓所にと望んだのは、景色のよいこと、第一に如来が尊いこと、女子供の参詣するに保養によい、と考えたからという（「商売記」）。

(19) 「宗寿居士古遺言」（三井文庫論叢）三号）参照のこと。

高利の書置には寿讚を除くと、石井宗秀を含めた男子八人とみね夫婦、宗左衛門の娘みち夫婦十軒への遺産配分が示されているが、このうち高久（勘右衛門）と高春（九郎右衛門）はそれぞれ、長男高平、二男高富の養子扱いとなるため、実質八軒に書置が作成された

と思われる。しかし「宗寿居士古遺言」の左端に「如此三通相認置内壺通伊勢八郎右衛門方ニ差置、又壺通京都三郎介方ニ差置」とあり、あと一通は当然長男高平の分であろう、謎である、左に寿讚の書翰に書かれている「くわしきハ三人のものともより云々」に該当すると思われる「兄弟中三人添状小遺極ノ書付入置」（八郎右衛門高富様三郎助高治様次郎右衛門高伴様連名書状）三井文庫所蔵史料 殊二二九）と、宗秀（宗左衛門）の妻寿照に宛てた享保五年の書置（永坂町三井家所蔵三井文庫寄託史料）を記しておく。

此度宗寿書置之巻物都合八通、箱ニ入差下し申候、印判書判被致、慥成便ニ上せ可被申候、他見必無用ニ候、大事之物ニ候故、ま、念入又々上せ可被申候、為其如此ニて候

三井八郎右衛門（花押）

同 三郎 介（花押）

同 次郎右衛門（花押）

三月十九日

石井宗左衛門殿

書置之事

一親宗壽公らの兄弟共江御由(通)言之書物、都合八有之、壽照能存、兄弟中互に八通之書物に銘々印判書判致、取かわし置、我等之書置状ハ、御預り置可被下候と被仰預ケ置候、為其念入、其節(通)に兄立ノ御連状相渡し置、書置連状共に同筆、妹むこ了栄と申者の自筆にて候、若入用之節印判万事共に引合見可申候、母壽讚公ら其節被下候状有之……(略)

享保五年辰正月吉日

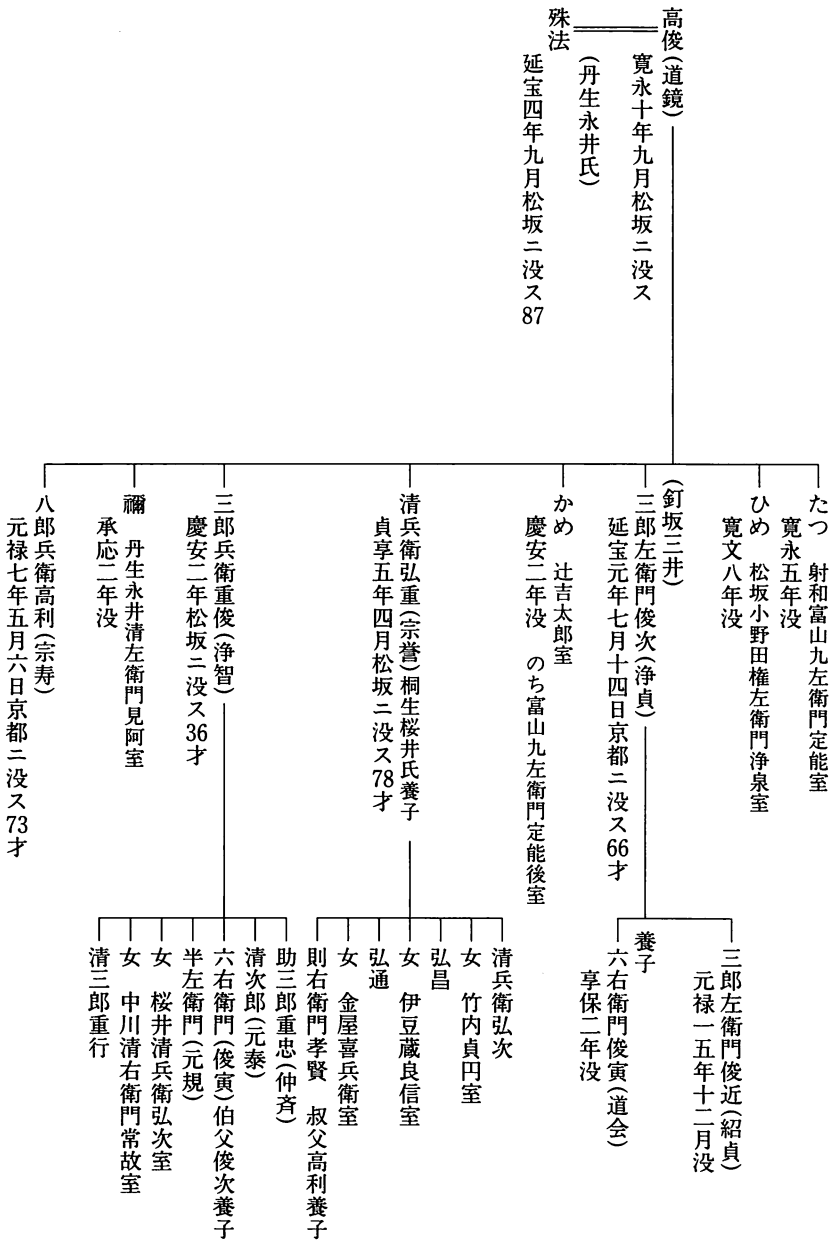
宗秀自筆(印)

壽照殿

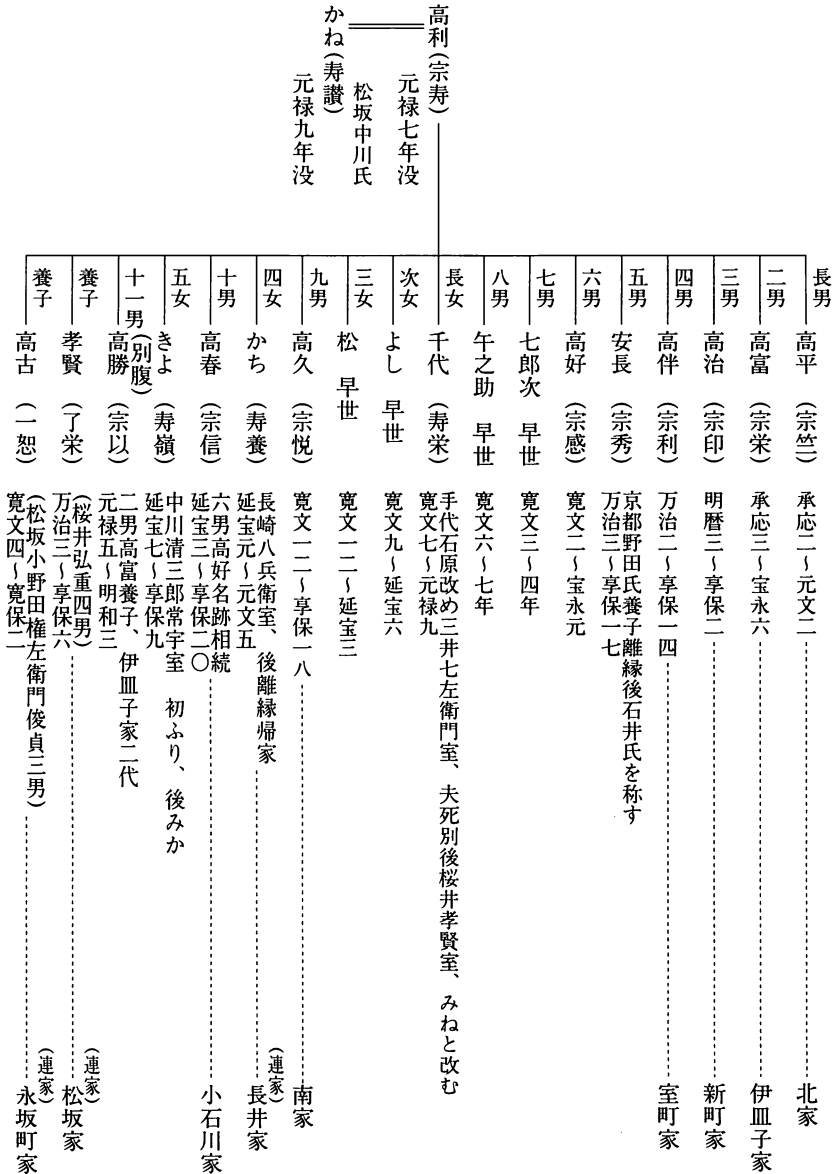
凡例

- 一、字体は原則として通用の字体を用いた。
- 一、変体仮名は現行の仮名に改めたが、助詞の者、江、而および于今と使う時は小さくして漢字のまま用いた。また、ろは原文の通り使用した。
- 一、読みやすくするため適宜読点を加えた。
- 一、抹消された文字は左傍に_レをつけ、右傍に改変された文字を記した。
- 一、判読困難な字は、□とした。
- 一、本文の前や間に書かれている尚々書は「稿本三井家史料」と同じく、本文の前に段を下げて表した。

第1図 三井高利兄弟略系図



第2図 三井高利一家略系図



六男高好	長女みね	九男高久	四女かち	十男高春	五女きよ	十一男(別腹)高勝
8才 左吉	生ル					
	8才 千代	生ル	生ル	生ル		
勲右衛門		8才 庄次郎	8才 かち		生ル	
25才 源右衛門	手代七左衛門と結婚	15才 勲右衛門	14才 長崎八兵衛と結婚	8才 源三郎		
	七左衛門死			12才 庄次郎	8才 ぶり	
(京都)	みね(桜井孝賢ト再婚)				11才 きよ	
	5月死		(離縁帰家)	九郎右衛門	中川清三郎へ嫁ス	庄之助生ル(高富養子トナル)
(結婚)(妻京)		(高平養子トナル)		22才 助八(高富養子トナル)		
		29才 八郎次郎		(射和富山氏ト結婚)		
		(高平第二) 生ル				






戸、 釘抜店勤務、 在京都、 記載がない部分による。

表 高利一家略年表

年号	高利	長男高平	二男高富	三男高治	四男高伴	五男安長
寛文5	八郎兵衛	長四郎	長五郎	山三郎	四郎次郎	
6						
7		15才 釘抜店				
8			15才 釘抜店		11才 四郎三郎	8才 五郎八
9		八郎右衛門 (京都)	(次郎右衛門)			
10			次郎右衛門	16才 釘抜店		
11						
12						
延宝元	(7月兄浄貞没 8月江戸開店)	(京都→江戸)				
2		(8月 江戸)			16才 四郎右衛門	16才
3				三郎兵衛		
4	9月 母殊法没	(京→秋江戸)				11月 京松屋へ養子 (伊兵衛)
5		(松坂ニテ小野 田氏ト結婚) (松坂)			19才 源右衛門	
6						
7						
8	(宗寿)			(4月南都へ)		
天和元	60才		(中川氏と結婚)			
2						
3						
貞享元		32才<戸主>			(江戸居住ヲ 認可サル)	
2						
3	(新町六角ニ 居住)		33才 八郎兵衛	30才(奈良深川氏 ト結婚カ)	次郎右衛門	
4	(")				(京→江戸)	
元禄元	(")	八郎兵衛	八郎右衛門	32才 三郎助		
2		妻松坂				
3		(6月江戸)				
4						
5						
6			(京都)			(この頃宗左衛門)
7	73才 死没				(江戸ノ奥住氏ト 結婚)	
8		妻京	妻松坂			
9	(寿讚没) 62才		妻京		(5月→7月) 上京→江戸)	
10					(10月→江戸) 上京→江戸)	
11					(8月 上京→江戸)	
12						
13						(宗秀)
14						
15						
16		51才 宗竺			(5月8月 京 松坂往復)	

出所)「三井一統松坂入別帳」(三井文庫所蔵史料 特23)より抄出。  在松坂,  在江戸
注) () 内は「高富草案」(三井文庫論叢4号)、「商売記」(「三井事業史」資料編1), その他史料に

〔1〕 殊法書翰 二月廿九日 (延宝三年 高利宛) (小石川)

三井家旧蔵史料、三井文庫所蔵写真)

たより候て一筆申まいらせ候、そこほと三郎兵へ、五郎八、
きてん、いづれもそく才のよしまんそく申候、こほとうち
こ共とれくもそく才ニ御いり候、かもしちかく(息英)によるこ
ひまへニ御いり候、此人ととうしん候て御くたりまつへく候、
こほとハ、とうねん事外(孫外)ひにん多く候て、本町しう、ひに
んニ米御とらせいたされ候、一人に白一升つ、三人かハリ
たちにて三升、一人ニ一升あて御とらせ候、こんひつ(米櫃カ)志ツ二
石はかりつ、入候はんよし、こんひつとらせ申候、て入ノ
物に壺両つ、とらせられ候、此町四五人御とらせ候、又此方
ニこんひつせんけうもひき候へと申され共、われらわい(志)また
なす事もいたし不申、淨ていねん(貞)きやうもひ(貞)
き申へくそんし候、かならず御くたり待申候、二郎右衛
門おそく候て、待かね申候、せんとかせこし候わ、こん二
そきそめ給候(貞)

めてたくかしく

二月廿九日

三井

八郎兵へ殿まいる

しゆほう

〔1〕 殊法書翰 (『殊法大姉行状』より)

〔2〕 三井三郎左衛門俊次書翰 霜月五日（万治年間 須賀

屋三郎兵衛他宛）（永坂町三井家所藏、三井文庫寄託史料）

桜井清兵衛下申候間、一筆致啓上候、其御地何も御堅固之段珍重ニ奉存候、然は去年金子千両殿様へ指上申所、其節各々被下候手形見へ不申、色々穿鑿仕候得共、尔今出不申、近比〳〵迷惑仕候へ共、是非無御座候、就其帰一札仕進候、若是二て苦も御座有間敷候哉、御好も御座候は清兵衛、八郎兵衛江可被仰付候、重而如何様とも仕直し可進候、いつれハ尋出可申候、それ迄之儀ニ御座候間、左様御心得可被下候、委細は清兵衛口上可申上候、恐惶謹言

三井三郎左衛門

霜月五日

俊（花押）

須賀屋三郎兵衛様

下倉三左衛門様

岡山又右衛門様

雲出倉七郎左衛門様

石福吉兵衛様

〔3〕 三井三郎左衛門俊次書翰 極月廿一日付（万治年間

須賀屋三郎兵衛他宛）（永坂町三井家所藏、三井文庫

寄託史料）

態以飛札致啓上候、其御地各様御無事之段珍重奉存候、然は御手形尔今見へ不申迷惑仕候、就夫返り手形二而ハ如何と被思召候段、八郎兵衛方迄被仰聞御尤奉存候、其節罷下御相談可申上処、何かと不得隙疎略罷成候、明春早々罷下如何様共御相談可申上候条、左様御心得奉頼候、恐惶謹言

極月廿一日

三井三郎左衛門

俊次（花押）

須賀屋三郎兵衛様

下蔵三左衛門様

岡山又右衛門様

雲出蔵七郎左衛門様

石福吉兵衛様

御まいる

〔4〕 三井清次郎書翰 八月廿二日（延宝元年、高利宛）

（永坂町三井家所藏、三井文庫寄託史料）

なお〳〵勢州しゆほうさまさそ御のこりお、くおほしめし候半と奉察候、以上

此方手代上せ申候条、一書啓上仕候、淨貞様御事承扱々驚入申仕事二候、其御地御一門中御力落可申上様も無御座候、当地之者とも一入御残多奉存候、紹貞様と六右和陸^{マツ}之段御存生

之内ニ而せめてもの事と存候

一 爰元次郎右殿棚御出し候而御満足ニ可被思召候、万事申合候間、当地之事御氣遣被成ましく候、爰元之様庄兵衛、市郎兵衛上り被申候、万々口上ニ而可被申談候、相應之御用等も候ハ、可被仰付候、恐惶謹言

八月廿二日

同 清次郎 (花押)

三井八郎兵衛様

几下

(5) 三井高利書翰 十月十三日 (延宝三、四年頃、高富、高

伴他宛) (三井文庫所蔵史料 殊三三)

西村五郎兵衛殿御下り候間、一筆申入候、其許弥無為可有之候と令存候、当地相替義無御座候、拙子今十日下着仕候

一 八郎右衛門来正月十日時分ニ罷立、指引前下り着可申候、

次郎右衛門正月上京可申候、拙子正月十五日時分、京迄可

參候、内々左様ニ心得可被申候

一 その物買遣申候、内々々八郎右衛門買候へと、いろく申

入候処ニ、一円ニ買不申候故、八郎右衛門參宮仕候留主ニ

買そめ申候、おいく下り可申候、又々そめ物注文御上せ

可有候

一 そうして春買注文、伊豆倉、富山、家城十月初り時分ニ注

文上り申候、一刻もはやく御上せ可申候、入申事御入候、

必々吟味きんミ候て、御申遣可有候、定而しま上下式色ハとく

注文可參候、委細重而可申入候、恐惶謹言

三井八郎兵衛

十月十三日

高利 (花押)

三井 次郎右衛門殿

四郎右衛門殿

九郎兵衛殿

(6) 三井高利書翰 十月廿二日 (延宝三年 高富、高伴他

宛) (小石川家旧蔵、「稿本三井家史料」所収)

中川清三郎罷下り被申候間、一筆申入候、其許無為に候由松崎六兵衛今十八日に上着仕候、則何も書立之通に慥に請

取申候、爰元相替候事無御座候間、可被御心安候

一 其許手前棚之儀に付、三町め庄兵衛方越後屋々書状參候間、

則越申候間、一覽可申候、其許棚式ツに致候て、則うらへ

何間、表口何程の所普請致、一丁目何程と御申越可有候、

其上にて分別可仕候、此方普請致候共、物入不申様に候て、

万事様子御申越可有候、大かたハ清三江咄申候、扱又来年

二丁目へ棚出し申候儀、京々市郎兵衛具に申入候通之様子

市郎兵衛へ御尋可有之候、委細者重て可申入候、恐惶謹言

十月廿二日

三井八郎兵衛高利 (花押)

三井 次郎右衛門殿

同 九郎兵衛殿

同 四郎右衛門殿

追て申入候、半右衛門弟京に罷有候、年十三成候へ共、いかにもおとなしき者に候間、半右衛門心安可存候、為其如此候、以上

(7) 三井高利書翰 霜月十九日(延宝三年 高富、高伴他

宛) (北三井家旧蔵史料、三井文庫所蔵写真)

以上

小野田三郎右衛門下り候間、一筆申入候、其許無事商内致候由、珍重奉存候、爰元相替義無御座候間、可被御心安候、今月晦日切金子五百両、替為可致候由、相心得申候、手形參次第相渡し可申候

一來六月廿五日切竹内道本老、荒木山三郎殿兩人、金高仁千

両、替為致、其許ニ而請取申約束ニて、此間取替申候、

内々左様ニ心得可被申候、其段中川清三郎等へも御物語可被申候

一申迄者無之候へ共、商情ヲ出し可申候、少ツ、やすく候共、何ニても売払可申候、又々式丁め新棚あたらしき買物致候旨、棚出し候も能有候、内々左様ニ心得可被申候
一先日三町め庄兵衛家之義、具申遣候、庄兵衛いか、致候哉

様子承度候、先日様子中川清三具物語致候、其通ニ心得可申候

一紀州様今廿一日ニ爰許へ御着被成候、来七日、八日時分迄御逗留可被成候と奉察候、何もめいわく仕候、委細者重而可申入候、恐惶謹言

霜月十九日

三井八郎兵衛

高利(花押)

三井次郎右衛門殿

同 九郎兵衛殿

同 四郎右衛門殿

追而申入候、かまた又八、佐度助太夫參候、其ま、帰り可申候、状越可申候、待入申候、以上

(8) 三井高利書翰 六月廿七日(延宝四年頃 高伴宛)

(室町三井家旧蔵、三井文庫別館所蔵史料)

以上

千田瀬兵衛殿御下り候間、一筆申入候、其元無事御入之由、先日八郎右衛門物語致、其元様子具承、大分二前売致候由、其方も致可被申候、何程やすく候共、くるしからず候、連々と棚窓間ニて、千貫目之商致候様ニ相談可被申候
一其方わつらい不申候様ニ心得可被申候、切々あたまうち候由、其も少ツ、ノ氣づきニ候間、左様ニ心得可被申候

一次郎右衛門益過下シ可申候、内々左様ニ心得可被申候

一中川清三郎殿近々御上り可有之と存相待候所、いまた御越無之、定而道中へ出可申候と存候、委細者重而可申入候、恐惶謹言

恐惶謹言

六月廿七日

三井八郎兵衛

高利(花押)

三井四郎右衛門殿

(9) 三井高利書翰 卯月廿二日(延宝年間 中川清三郎、

三井高平宛)(三井文庫所蔵写真)

碁二曰

一先取一もく宛徳損之知ルハ、碁之名人ニ而候、へた碁ハ是を不存候、商致も同意ニ候

一大石追廻し候ハ、取そこなふものに候、是ハ人ことニ存たる事ニ候、商借金ハ上手下手ハ是ニ而かんかへ可申候、今度貴殿我々ほしか商右之碁ニ而思案可被致候、重而ケ様之船商ふつと無用ニ可被致候、金子手前之商ニ廻し兼候ハ、安利ニ而も御借可有候、それよりおくふかき事有之候ハ、被致吟味、御返事待可申候、已上

三井八郎兵衛

卯月廿二日

高利(花押)

中川清三郎殿

三井八郎右衛門殿

(10) 三井高利書翰 極月六日(延宝年間 宛先ナシ)(永

坂町三井家所蔵、三井文庫寄託史料)

小津清兵衛殿御下り候間、一筆申入候、其許無事ニ御入候由、珍重ニ奉存候、当地無事ニ相替事無御座候

一其許商内定而可有之、申迄ハ無御座候へ共、情ヲ入可被致候、やすく候共、皆々売払可被申候

一其許兩人之内壱人ツ、来夏なと上り可被申候、待申事ニ候、委細者此清兵衛殿御物語可被申候、恐惶謹言

極月六日

三井八郎兵衛

高利(花押)

(11) 三井高利書翰 四月廿三日(延宝八年 高平宛)(永

坂町三井家所蔵、三井文庫寄託史料)

尚々委細之様子、治左衛門具に可被申候、以上

小野田治左衛門下被申候間、一筆申入候、今十六日、七日両日之状、江戸(孫哥)昨晩參候、公方様二ノ丸ニ而、雅樂守殿御料理被為上ケ、ねき(室居)丁(室居)しはい物数多御馳走にて御上覽被遊候、

又今十八日ニ稻葉美濃守殿、是も二ノ丸ニ而御料理色々御馳走、同意ニ御座候様ニ承候、就夫一丁目店(乙)ども、呉服五(乙)ろち

りめんなと売上ヶ候様申越候、江戸町中殊外うるをひ、商も御座候様ニ申越候、何も夏物追々注文参候、明日三郎兵へ南都へさらし四五百も買候様ニ遣申候、毎年ら当夏ハ商高も可致様ニ被存候間、少も氣遣被致間敷候

公方様御氣色も、透御快氣之様ニ申越候、ケ様成めつらしき御馳走ハ、終無之事ニ候、当年ハ商も可致由申越候、一町目ニハ当年ハ八、九百ノ目か物も、商可致候間、買物何ほとも見合買下候様ニと申越候、乍去秋之売物下直候ハ、何程もたくさんニ買下し可被申候、其上ニて商可致と被存候、尚重而可申入候、恐惶頓首

四月廿三日

三井八郎右衛門殿

同 宗寿

高利(花押)

〔12〕 三井高利書翰 十二月廿五日(貞享二年 高好、高久、

七左衛門宛)(小石川三井家旧蔵史料、「稿本三井家史

料」所収)

追て申入候、長崎八兵衛方へおかちやり申致、今廿四日に休齋も礼に被参候て、母も我々も酒つき致相極申候、樽之儀者来正月五日参候筈に候、其元左様に心得候て、諸事休齋と千代共念比致候様に、急度御申付可有候、委細重て可申入候、

以上

十二月廿五日

三井宗寿

三井源右衛門殿

同 勘右衛門殿

同 七左衛門殿

〔13〕 三井高利書翰 卯月廿九日(貞享三、四年頃 高平宛

カ)(永坂町三井家所蔵、三井文庫寄託史料)

以上

吉右衛門義明清むかいニ下シ候間、一筆申入候、其元無事御入候由、此方別条無之候

一江戸清三方六月借銀子百貫目申遣候而相極申候、今日此方ニて五月晦日迄七分^{四十}之利ニて、壹ケ月日廻四十貫目借り申候、左候へハ六月晦日かわせ卅^{四十}斗りくらゐニて候へハ、以上指引かわせ式百匁か式百十匁か罷成可申候、今程指引かわせ致候へハ式百五六十匁くらゐ何方も致候由申来候間、此方同心無之故致不申候

一八月晦日致式十貫目田上^屋やかかわせ三百匁ツ、ニて致申候、

十三貫目中田かわせ式百八十匁致申候、元共今日銀子請取申候、何も壹分二、三^歩くらいふヲ引払可申候

一いつミ殿借シ銀子過分ノ利ニ御座候、江戸清三郎方ら殊外ノよき借シと申来候、江戸ニて今度下^合やニて屋しき御買候

故、江戸ニても七千両御借り被成候由申来候、五ヶ年なし
十式勿すまし両替衆取替候由ニ候

一此方普請取か、り候而今ニらち明不申候、来十日時分迄も
か、り可申候、此方闇敷候間、勘ろくも早々御上せ可有候、
委ハ跡も可申入候、恐惶謹言

卯月廿九日

三井宗寿

高利(花押)

三井八郎右衛門殿

追而申入候、五兵衛手前ニか、へ可申候間、此方へ上せ可
被申候、以上

(14) 三井高利書翰 卯月十七日(元禄元年カ 寿讚宛)

(新町三井家旧蔵、三井文庫所蔵史料)

五郎助下シ候間、一筆申入候、其許無為ニ可有と存候、此方
皆々替事無之候

一五郎助方今十六日ノよるノ七ツ時分、こ、ろやすくおとこ
よろこひ申候、左様ニ御こ、ろへ可有候、為其此者下シ候、
目出度恐惶謹言

卯月十七日あき

三井八郎右衛門殿

母

(15) 三井高利書翰写 三月廿七日(元禄初年 脇田藤右衛

門他宛) (三井文庫所蔵史料 殊二四)

老石之内ニ而五六升ツ、ノ徳ニ御座候
一 大坂唐うす

但棹の長サ板共ニ九尺五寸

ふみ尻共ニ壹丈壹尺所ニ而、爰元之者有之候、其元ニて、
壹丈貳尺所へ唐うすすゑ、惣長サ壹丈貳尺之所へ一はいニ
すゑ可被申候

一 今度三五郎爰元兩家之昔唐うすニ候所を、大坂唐うすニ棹
をなをさせ申候

一 惣太夫其元ニ居申候、能存候間、此ものニ指図被致、正竹
屋敷之内へすゑさせ候て能有候

一 千石通し、其腰ニ米舟を下ニ置、小ぬかぬけ候様ニ可致候
一 油桶之儀、三ヶ所共ニ箱を指、下へほりいけ其内へ油樽を
入候へハ、所も広ク成、油ニ氣遣無之候

一 油之義、大坂ニ而作左衛門を遣、穿鑿致候所ニ、江戸へ之
油ハ、不残白を壹樽ニ三升宛入申候、其故十月と三月中迄
おりのやうニ成申候、此三升ツ、の油、取り置候て、四斗
樽へ入置、五六月と八月迄とほし候へハ、少もおりハ無之
候、左様ニ心得可被申候

一 稱老そは切之儀、粉一升三分五厘宛ニ買申候、右之打そはかけ

見申所ニ、三百五拾匁御座候、扱もつそうニ湯手候て、九
はいッ、御座候、扱（金）壹升之そは、七合式夕宛たへ候やうニ
致有之候、三人してたべ候へハ、上々ノくい手ニ御座候、
隣ニて壹匁かそは切ハ、七合ハ御座有間敷候、早々様子見
可被申候

一もつそう壹升ニ食拾式はい宛御座候、壹はい八夕宛御座候、
手代共たへ候ニ、此方之ハ昼食ニ壹はいト半、もつそうニ
致たへ申候、式はいたべ申ものも有之候

一朽木盆之大サ五寸廻り程有之、ぬり物店ニ可有候、廿ほと
買、是にてたべさせ可被申候、爰元ニて拾枚式匁七分ツ、
ニて御座候、其元ニ而ハ、三匁四五分ツ、ぬり物棚ニて
いたし可申候、是を買候て、手代共ニきな粉をかけ候て、
たべさせ可被申候

一きな粉之義ハ、味噌大豆ニて（粉）こなやへ誂可被申候、やき塩
手前ニて致入可申候

一湯風呂之儀、大釜ニ而湯をわかし、入候へ而、後炭次置候
ハ、徳ニ而可有候、様子見可申候

一酒取出シ候時、分切ニ而出シ候へは能候、三五郎ニ様子聞
可申候

一諸事、まき炭ニよらす、とくい買無用ニ候、知人之所ニ而
同直段ニ買申事無用ニ候、知付之方ニ而ハ、五ふ切もやす
く候ハ、買可申候、同直段ならハ、不被知処ニ而買可申、

左様ニ仕候へハ、後々ハ知付之方ニ而やすく売申候、是爰
元之買物者是を（金）ひぢニ致申事ニ候、能々分別可致候

一爰許ニ而掛時計金式兩ニ買候へ而、九右衛門と申者ニ請取
ニ致、時計仕掛ケ申候、殊外昼夜共ニ調法成物ニ御座候、
明ケ六ツと暮六ツと両度ニ仕掛直シ申候、其元夜番一時替
リニ致候ハ、能有候、相談之究メ可申越候、備後守様ニ
も掛時計不斷御仕掛ケ御座候、其元大勢之手代之内、時計
之方為心得者無之候や、様子を聞候へハ、不被知者も掛ケ
申事ニ候、此方時計屋ノ具ニ書立を添越可申候

一右之時計三年之間ハ、時計や壹年ニ壹度ツ、掃除致候筈ニ
一札取申候、三年過候へ而ハ、壹年ニ掃除代式匁ツ、相渡
シ申筈ニ御座候、廿年程ハ髓ニそこね申物ニハ無之候、廿
年過候へ而も、半分ニ下をいニ取可申由ニ申候、殊ニ白銀
町八郎兵衛方ニハ入申事ニ候、爰元ニ而も呉服所ニハ壹ツ
式ツツ、所持致居申事ニ候

一時計仕掛ケ様不存候ハ、其元時計屋買可申と申、呼寄せ
仕為掛ケ見可被申候、手代共持参り仕掛ケ候へ而此方之者
ニをしへ申候、其元之直段聞合可申越候、少計高ク候ハ、
其様子可申越候

一去年之大名書、新ギニ改可申越候、則其元へ下シ申候
一其外四間之手代とも、店一家所宛ニ而男迄書越可申候
右之通致吟味様子返事可致候、三五郎、宗太夫ニ様子相尋可

申候、諸事之勝手成可申候、以上

三井宗寿

三月廿七日

追而申入候、むきくるみ壱升計買越可申候

一白からし式、三升

一疊古へり何程成共四間之店之内不殘登せ可申候、以上

三井 藤右衛門殿

利兵衛殿

庄右衛門殿

忠右衛門殿

〔16〕 三井高利書翰 三月九日(年不詳 寿讚宛) (永坂町)

三井家所藏、三井文庫寄託史料)

なおくめてたくかしく

七助下し候間、一筆申入候、いづれもあつらへものと、のへ越候間、さやう二御心へ可有候

一八郎へもん義、今十四五日ころ二罷立可参候間、左様二御

こ、ろへ可有候

一かたひら共あつらへ可申候間、さやう二こ、ろへ可申候

一吉兵衛方へ申越候もの早々越可申候

なを、あと方可申入候、めてたくかしく

三月九日

三井宗寿

高利(花押)

三井庄二郎

は、とのまいる

〔17〕 寿讚書翰 四月十二日(延宝八年)天和三年 高利

宛) (永坂町三井家所藏、三井文庫寄託史料)

ひきやく長兵へまいり候

一筆申まいらせ候、ちへもん、勘太郎、ミやうしん、りやう

せいふし(無患)にて十日ニくたりつき申候、くわしく御ふみなかめ

入まいらせ候、いよく御きふんよく御さ候よし、まんそく

申候、こ、もとミなく、おかねふし二候、市郎兵へ江戸へ

くたり候よし、うちつ、きてんき(天烈)よく候てよろこひ申候、四

郎次、八十兵へ二日ニ(江戸)ゑとへくたり、もはやと、き候ハんと

よろこひまいらせ候、ますや(守)兩人ノしうもことの外よろこひ

申され候、五郎兵へ明日は上せ申へく候とそんし候へとも、

ことの外ねつ(愚)いてつき申候、はん(愚)がいまたふせりさんくニ

て候ゆへ、のほせ不申、すなわち今日(愚)なくすりのませ申候、

いし(医考)やもことのほかせを引申候よし二候、すいふん(愚)

やうし(養生)やういたさせのほせ申候、さて又かやけつかう二はや

く御したてさせなされ、まんそく申候、此す、け(解)壱おけこし

申候、御うけとりなされへく候、あと方可申入へく候、めてた

くかしく

四月十二日

八郎へもん

ははち

三井そうしゆ様まいる

〔18〕 寿讚書翰 十一月十一日（貞享末年カ 高利苑）（永

坂町三井家所藏、三井文庫寄託史料）

返々めてたくかしく

（常印）しやういんのほられ候、まつく御そく才ニ御さなされ候ハ
んとそんし候、次郎へもんふしニ上りつき申されへく候、此
ほうふしニ（延徳）申候、さ候へハおかさわらよさへもん殿とうね
んノ金子はるまてのはしくれ候やうニことわり御申候、京と
うへ此よし申入候やうニと御申候ゆへ、申進し候、御りやう
けんなされ仰下され可申候

めてたくかしく

十一月十一日

しゆさんち

三井そうしゆ様

まいる

〔19〕 寿讚書翰 正月十五日（元禄元、二年頃 高伴苑）（室

町家旧藏、三井文庫別館所藏史料）

返々まいねんめてたき御事のみにて、まことにくかや

うなるありかたき御事とそんし、ちやうほう、あなたこ
なたと、か（稱々）様へねんし申計にて御さ候、申までハ
なく候へ共、八郎兵へ、ひん（備後寺）ノかミ様へよくつと
め申され候やうニ、御申もつともニ候、きうとうし
やういんニ金子拾兩うけ取申候、五両いかに申こされ
候とおり、ちやうめん（御面）けし入ニいたし申候、としあけ此
ほうなどハけしからぬかせふき候て、そこもとの御事は
かり申入候、九日之文、外方まいる、いよくしつか

のよしにて、何よりくめてたくよろしくよろこひ申ま
いらせ候、くハしくハあとちはるふかく申へく候、めて
たくかしく

（御）おふせのことく、此はるのめてたき、いつかたもおなし御事
にいわ井入まいらせ候、とうねんハいつにすくれ、はやく
と文たまわり、そこもと八郎兵へはしめ、御てまへきやうた
い共、ふしニとしかさね申され候よしうけ給、めてたくよろ
しく、よろこひ入申御事ニ候、此ほうわか身、とれくもの
こらすふしニとしかさねまいらせ候、まつとや、きうとうも
たんくめてたきよし、おしつめ廿六日之文と、きは（拜也）いけん
申、いかほとくありかた、よろこひ申候事ニ候、ことに
七（左衛門）さへもん（氣色）きしよく、すきとくわいきにて、とれくもふし
ニとしこ（年替）へいたいつにすくれ、めてたきとしにて、此ほうニ
てもうちより候て、めてたくいく久しくと、まんくよろす

代までもと、いわ半おさめまいらせ候、ことにきうとう、そこもとしつかにて、^(御前)たなあきない事大ふんいたされ候よし、いよ／＼めてたくと、うれしくよろこひ申御事に候、何事もはるふかく申入へく候、めてたくかしく

正月十五日

同 母 方

三井次郎ゑもん殿

まいる返事

〔20〕 寿讀書翰 八月二十七日（元禄三年 高利宛）（永坂町

三井家所蔵、三井文庫寄託史料）

返々此うへハふたん御身もちのやうしやうたいしニ被成
へく候、^(召)申しけか候へハ子共ノ^(二生)いしやうのめいわくにて
御さ候、とし方候てハ、ちとせけんノ^(世間)まへも御ゑんりよ
あそはされへく候、三郎助、源右衛門もはや何事も申か
たくめいわくかり申候、めてたくかしく

廿四日之文、^(常印)しやういん、三郎助方昨夕と、き、はいけん申
候、廿一日之ひる、^(小刀)こかたなにてけかなされ、子共いつれも
きつかいたし候よし申こし候、此ほうにてても、きもつぶし
申候、しかしなからたん／＼御心もちよく候よし、くわしく
申まいり、まつ／＼安心申候、ひころあまり御たつしやたて
なされ候事御むやうと申候へとも、一ゑん御かつてんなく、

さて／＼^(常印)しやうこ、しやういん、三郎助、源へもんかた方一

たいノ^(氣遣)きつかいつかまつり候よし申こし候、さうして此うへ
ハよく／＼御身の御やうしやうたいしにて御さ候、^(二哉)こかいな
とへ御あかり候事かつつ御むやうニ候、何やうニせいつよ
く御申候ても、もはや七十二御なり候へハ、心かわり不申と
ても、としニさうおうなるやうニふたん御こ、ろなされへく
候、むろ丁へ御出候とも、道ノあしき^(氣分)ちぶんニハかこにて御
出、しやう／＼の御やう御さ候ハ、子共てまへへ御よひ、
しよし御申つけなされへく候、八郎へもん上り申へく候と申
候へとも、きふん^(氣分)いまたしかとなくい申し候、まつとめ申候、
三郎助方もはやきつかいなるきなく候よし申こし、それにて
九郎兵へさしこし申候、いさいわ九郎兵へ申入へく候
めてたくかしく

八月廿七日

八郎兵へ

三井そうしゆ様

まいる

〔21〕 寿讀書翰 九月十七日（元禄三年 高利宛）（北三井

家所蔵史料）

返々しやうしゆんき、^(筆)あとち此ほうち御さた申入へく候、
めてたくかしく

〔文右衛門〕^(便り) 文へもんた^(便り)方ニふミと、き申候、いよ／＼すき／＼と御そ

く才のよしうけ給よろこひ申候、此ほうかわる事なく候、

せんしつ大むか^(繁余子)こ四升たしかにと、き、めつらしきものに

てしやうくわん申候、^(宜感)ゑと^(江戶)ちしやうしゆん見まいに上せ申

よし、せんしつ八郎兵へ、次郎へもんかた^(先立)此ほうへも申

こし候、^(江戶)ゑと^(乳道)にてもことのほかきつかい申候よし申こし候、

た、今よりハ道あしき^(時分)ちふん^(運)なとハ御出なされ候ハ、

かこ^(運)にていつかたへも御こし候やうニ、わたくしかた^(運)方よ

く／＼申せ候やうニと、八郎兵へ、次郎右衛門^(時分)ち申こし候、

もはやてかわりのちふん^(時分)ニて候間、うへニてノおんな、下

おんな御か、へ候やうニ^(相成)あそはされへく候、庄二郎儀、

こ、もと^(運)ちさう^(呼び)おのつれなく候ハ、ゑと^(江戶)ちま^(運)いり候し

やうしゆん此ほうへよ^(呼び)ひ申へく候、あと^(運)ちさう^(運)申入へく候、

そこもとへ庄二郎上せ候事、ほうあしく候

一元之助も七ツに成申候、とれ／＼も七ツニて、てら^(寺)入いた

させ申候、わさと此ほうニてけいしゆいん^(慶安院)へつかわし申へ

く候や、御まへ様へうか、い申まいらせ候、た^(運)方仰られへ

く候、九兵へおやちはんし、御ねん比のよし、中／＼かた

しけなきよし、くれ／＼申まいらせ候、御まへニハ御礼申

あけす、わたくしニありかたきよし申され候、何事もめて

九月十七日

庄二郎

三井そうしゆ様

まいる

は、ち

〔22〕 寿讀書翰 八月廿四日(元禄四、五年頃カ ちよう

苑) (新町三井家所藏史料)

返々おせきも、いまたさん^(鹿力)いたさす候、一たん^(運者)たつしや

のよし、よろこひ申候、何事も

めてたくかしく

ひきやくた^(便り)方此ほと^(運)の文あいと、き、はいけん申まいらせ候、

そこもと三郎吉、山三郎とり／＼ふし^(無罪)のよしうけ給よろしく

存まいらせ候、こ、もと、とれ／＼もふし^(運)ニまいらせ候、

此中ことのほかす、しく成まいらせ候、いつかたもよろこひ

まいらせ候、さ候へハしん^(新)丁^(宗専)そうしゆかたの人、入申よし、

此ほう^(運)う^(運)方人こし候やうニと、申まいり候へとも、たれもきん

ミいたし候へ共、御さなく候、たれへ成ともたのミ申、さう

／＼おき申され候やうニいたされへく候、にし^(西)ノ^(洞)とういん^(歴)さ

わたのへも、うちたへ、とを^(遠々)／＼しく文にてもこし^(無事)不申候、

ふし^(無事)ニ哉、さためて、もはやいそかわしく候はんとう^(運)わさ申

くらしまいらせ候、ミやうこいよ／＼たつしやのよし、よろ

こひ申候、何事もあと^(運)ちわしく可申候

八月廿四日

めてたくかしく

八郎兵へ

は、ら

おちやうとの

まいる御返事

〔23〕 寿讀書翰 二月十七日 (元禄五年 ちよう宛) (南三)

井家旧蔵、三井文庫所蔵史料)

返々何事もめてたくやかてく上り申まいらせ候、めて
たくかしく

勘兵へさんくういたし、より申候、まつくそこもと子共と
れくもふしのよしうけ給候、めてたくよろしくそんし候、
此ほうわか身、とれくもかわる事なく候、おかちおや子共
いよくそく才に日たちまいらせ候、御こ、ろやすくおほし
めし下され候、(立)と方も九日之文まいり申候、次郎もん上
りのぎ、(百)ニちけんしれ不申候よし申まいり候、わか身上りも
いつれの□もらい月せつくすきならてハこ、もとたち申まし
く候、きよも内々が同道申へく候とそんし候ニ、(立)ととせ
三郎(合)こん十二日ニ上られ候あいた、此たひは、(立)めしつれ申
ましく候、三郎助へも文ニて申しまいらせ候ハんか、(合)かわる
事なく候、此よし御つたへ下さるへく候

二月十七日

何事もめてたくかしく

しゆさんら

おちやうとの

まいる

〔24〕 寿讀書翰 廿六日 (元禄五、六年頃 高治宛) (新町三)

井家旧蔵、三井文庫所蔵史料)

返くめてたくかしく

おのたた(不野田)らニふミと、き申候、いよく子共とれくもそく
才のよし、(宗秀)そうしゆ御きしよくも文ノとおりにて候へハ、ま
つきつかいなく候、(氣道)とかく三はくくすりあい申候間、いかや
うニ御せき候とも、ずいふん御申候て、よく候ハんとそんし
候、さためてぬしハ御せき候事もつともニ候、即右衛門ニも
道中ふしニ上り候よし、(寒亭)かんきのちふん、そのうへ上りまへ
ニハかせ引い申候ゆへ、いか、とあんし申候ニ、ふしにてよ
ろこひ申候、(逗留)いまたとうりういたし候や、かつてしたいニ御
下し候、おしつめとりこみ申されへく候とそんし候、かなら
すくくすり御かへ候事御むやうニ候、いそきさうく申候
めてたくかしく

廿六日

三井三郎助殿

まいる

は、ら

〔25〕 寿讀書翰 六月十三日（元禄五、六年 ちよう宛）（北

三井家旧蔵史料、「橋本三井家史料」所収）

返々めてたくかしく

長兵へこし申候、まつくゝいまたうちつ、きあつさにて御さ
候、そこもととうせん二候ハんとそんし候、三郎助殿、そ
もし殿、三郎吉、山三郎ふしニ御入候よし、孫三郎たごうけ
給何たうれしく存参らせ候、めうこ、うんきニちぶんにて道
中いか、と心もとなく候、そく才にて上りつき哉うけ給たく
候、こ、もとわか身とれくもふしニくらし参らせ候、おミ
ねもいまたたつしやに、いまいらせ候、そもしハさそくあ
つく候ハんと、こなたにてうわさのみ申出し参らせ候、すい
ぶんやうしやうせんにて御さ候、めうこへも文して申へく候
へとも、御つたへたのミ入参らせ候、此さかな一ツ少進し申
候、何事もめてたくかしく

六月十三日

しゆさん

おちやうとの旨

〔26〕 寿讀書翰 八月一日（元禄六年 孝賢宛）（永坂町三

井家所蔵、三井文庫寄託史料）

返々ていしゆ様へも一とならてハ御めにかゝり不申候、

そもしとの御事つてのよし申候へハ、ぬしさまとかくは

やく御くたりあそはし候ハんと御申候、すいぶんとめ申

へく候、めてたくかしく

廿四日、廿七日両との御ふミと、き、はいけん申候、まつ

くそもしとの、おい、惣左衛門かた、長さき、かうや町

いづれものこらす、ふしのよしうけ給、何方よろしくそんし

候、此ほうていしゆさまニもいよく御そく才にて御さ候、

てまへニも子共かたニも、ミなくふしニ御さ候

一しやういんきしよくうまおりニうけ給、きもつぶし申候、

三郎助、わか身まちうけい申ふされ、あらましやうす

き、申候、その内源へもんまいり、た、今までしやういん

二い申候か、今日ハことのほかよく候よし申候、まつく

くりをミせニつかわし候へハ、よく候よしうけ給、これニ

てあんと申候、しかしながら、りひやうハ、ゆたんならさ

る物とそんし候、廿六日之あさくらき内をきまいり、あい

候へば、かをもちよく、ねつもさめ、いよくあんといた

し候、しやういん儀ハ、とかくせいぶんよく成申され候

ゆへニ、かやうのわつらいもいたされ候かとそんし候、さ

りなから一昨日よりはいよくくわいきにて、うちよりよ

ろこひ申候、さうくミやうかう御こしと、き申候

一廿六日ニめしすきにていしゆさま御同道申、真如堂

うへまいり、八兵へ御かけにてないしん之内へ入、ゆる

くとおかミ、ありがたくそんし候、おいくいよくさう

もあたり不申、きけんよきよし、しやうけい御物語ニくわ

しくうけ給、よろしくよろこひ申候、又々すしかいへもす
へ候て、よく候はんとそのし候、とかくきうか、やうしや
うニハよく候、八兵へとのむすめいまたちあまし、きつか
いもふされ候よし、かならずくおいくやうしやう、ゆた
んいたされましく候、ミね、かち、きよ、文と、き申候、
返事申へく候へとも、かわる事なく、文かすかき候へハ、
あとあしく候あいた、事つて申候、きよニ申入候、そもし
うば、もめんあつかりもふされおき候、そめ申され候ハ、
たろ二色もかきつけこし可申候、此よし御申たのミ候

八月一日

三井即ちもん殿

まいる

何事もめてたくかしく

しゆさん方

〔27〕 寿讀書翰 八月二日(元禄六年 安長、孝賢宛)(永

坂町三井家所蔵、三井文庫寄託史料)

返々きる物いそき御こし給へく候、惣左衛門おとこも下
し申候事しかとしれ不申候

めてたくかしく

吉之助くたり候、しやうこおと子ニ文こし申候、いよくと
れくもそくさいに候はんとそのし候、おいく、きうい、こ
きけんよく候哉、心もとなくそのし候、こ、もとていしゆ様

御そく才二候、わか身とれくもふし二候、しんによとうへ
も今日もさんけい申候、ていしゆ様同道申、ゆるくとおか
ミ申候、さてくありかたくそのし候

しやういんふくちういよくよく御さ候、しかしなから、
しよくたべ申され候うへニ、むかいこ、ろいて候やうニ申

され候、廿九日までハ、ちらくろうくすりニて御さ候、す
こしもきつかいなる事なく候へとも、一日よりさんはく

くすりニて御さ候、今日も人使候へハ、むかいけのこ、ろ
もちもよく候よし申まいり、わか身も今日ハ、へ見まい申

さす候、明日ハまいり可申候、はる中より、ちとやうすあ
しきうへ二候へハ、へつしてきつかいニそのし候、しやう

こ殿へもわけて文しんしたく候へ共、くれニかへり、た、
今吉之助まいりくたり候よし申、それゆへ右通ニて御さ候、

すこしもきつかいハなく候、わか身くたりまつにちけん
しれ不申候、しやういんのやうす、とくとくわいきなく候

てハ、くたり申ましく候、このよしハまつくしやうこ殿
へハ御申あるましく候、われらきる物老つならてハもちま

いり不申、ことのほかさむくなり申候、しろむく一つ、む
らさきのくんない、ちやはふたへ老つ、ずいふんくたろ

き、たていそきこし申されへ候、此吉之助六月ろこ、も
とニて、へつとめ申ましくとけんへもんニ申候二つき、い

かやう之事ニて哉とたつね候へ共、やうす不申、ていやん

へせつくむかいをこい申二つき、此頃そこもとろ、むか
い之物(巻)まいり候よし、きのふ源へもん申され候、さためて
あしき物候て何とそ入しやうねいたし候やうニそんせられ
候、三郎助、源へもんなかくすへ二てハ、やくニもたち
候ハんやうしたいミへ申候とて、よろこひい申候ニ、かや
うの事ニて候へば、とかう申かたく候、きふかたろいさへ
文こし、とれくもふしのよしうけ給候、よろしくそんし
候、ていれんさまニもきんく御くたりたきよし御申候、
ずいふんとめ申候、おかちニもころへ下され候、あとろ
申へく候

八月二日はん

いし井

惣さへもんとの

三井

即ちもんとの

まいる

めてたくかしく

しゆさんち

〔28〕 寿讚書翰 正月五日 (元禄七年カ 寺井庄右衛門宛)

(北三井家所蔵史料)

尚々八郎兵衛ニも道中そくさいニつき申され候、れいね
んのとおり、となたへも御つとめ申され可と、ちうく

めてたくそんしまいらせ候、もはやふゆとしきんねんニ
なきほとのかにて、かせもふき申さぬよし、こもと
もとうせんニ候て、一入くめてたく悦まいらせ候、何
れもめてたくはるふかく申入まいらせ候、

めてたくかしく

あらたまりぬる此はるのめてたき、何かたもとうせんニい
入まいらせ候、まつくそこもと八郎兵衛はしめ、次郎右
衛門、おみのとの、勘右衛門、九郎右衛門とれくもふしニ
おつねんいたし申され可と、めてたくそんし候、御てまへニ
もそくさいニとしかさね申され候ハんとかすくめてたくそ
んし候、こもとにてもわか身とうねんはいんきやうニて、
ゆふくとし重ね、一入くめてたく悦申候事、こしふゆ
としは文給候か、間もなく帰り候事もこし申さす候、何事も
めてたくかしく

正月五日

寺井庄右衛門との

まいる

三井寿さん

〔29〕 寿讚書翰 (元禄七年三月頃カ 安長宛) (三井文庫)

所蔵史料 殊二二七)

返々かならずくさたなしに候、めてたくかしく
一ふて申入候、いよくかわる事なくふしニ御つとめ候ハ

んとそんし候

一このたひ江戸も長崎八兵へのほり可申よし申こし候、おしつけそこもとへ参るへく候、ないくその心入いたし申さるへく候、もしその方たんかう申候とも、あいさつほとよくださるへく候、そのほうハはやかつてんにて、はやくのミニこみ候間、よくく心へ申さるへく候

一このたひ宗寿かきおきの事、そこもとへくたし申候、きやうたいいつれも申候通いたし申さるへく候、大事のものにて候、とかくそのほうためにて候、何事もきやうたいにててもこゝろハゆるされず候ま、しよし大事^{（前事）}ニ心へ申さるへく候、わかミも六十二なり候へは、その方ふひんニそんし候間、よくこゝろへ申さるへく候て、御返事あるへく候、八兵へ事またく江戸にて大分金銀つかい、とうねんも五百兩つかわし申候よしニ御さ候、さてくこのものゆたないたし申ましく候、何事もわかミ方より申遣し候事、御はなし御むやう二候、かきおきニはんきやういたされ候ハ、そうくたしかなるたよりニのほせ申へく候、とかくそもしとの事ハ、そうしゆ御しよさいなく、いつれもきやうたいとうせんに、ばんしいたされ候ま、よろこひ申さるへく候、そのほうかきおきハ、きやうたいともあつかり申しおき候間、きやうニコゝろへ申さるへく候、くわしきハ、三人のものともより、申まいりへく候、何事もわか

身くたり申までハ、すいふんゆたんあるましく候、此ふミやふりすて申されへく候

いしい

惣左衛門殿

は、ち

めてたくかしく

〔30〕 寿讀書翰断片（元禄七年三月頃カ 安長宛）（三井文

庫所蔵史料 殊二二八）

かならずく此文やふりすて申へく候、少ほともわか身くたり申まで、けふたいも申ましく候、めてたくかしく

は、ち

いしい惣左衛門殿

〔31〕 寿讀書翰 九月廿三日（元禄六、七年頃カ 甚左衛門

宛）（北三井家所蔵史料）

返々ことに遠くの所祝義として杉折巻おくり給、めてたくいく久しくとしやうくわん申まいらせ候、ことにしやうこ、惣さへもん、即へもんかたまで、めいくニ一折おくり、

とれくも此度の義とうせんに悦申され候、わか身ち心へ

申くれ候やうニとの御事に候、何事もめてたくかしく

わさと甚九郎御下し、こまくと文はいけん申まいらせ候、そこもととれくも、かわる事なく候よし満足申候、此方わ

か身一たんふ事、子共ともかたとうせんニ御さ候、まつ申候
はんニ此度われら上り、きやうてんほうそもしなんきいたさ
れ候たん、くわしく申され候、さなく候てもわか身きんねん
此義心にかかほとか、きのとくニそんし申候へ共、きん
年のことニ候へハ、おりもなく候て、その義なく申候、此
度ハ八郎兵衛ニも八郎右衛門ニも、ミない申され、よき折
とそんし、とれへもわか身申わした候へハかてんいたさ
れ、今十五日ニしゆひよくとれへもまいられ候よし、め
うあん殿たつしやニ候て、かやうの御事もき、申され、さそ
まんそくいたされ可とすいりやう申まいらせ候、わか身もま
つよくよろしく、いかほと悦申御事ニ候

九月廿三日

めてたくかしく

甚さへもん殿

まいる

三井寿三

〔32〕 寿讀書翰 正月十三日 (元禄九年頃 高富宛) (伊皿)

子三井家旧藏史料、三井文庫所藏写真)

返々何事もめてたくかしく

わさと七助上せまいらせ候、市うへもんたふニ文たまわり
と、き、はいけん申候、庄右衛門もそく才ニてつき申へく候

とそんし候、御てまへとしあけいよくふしのよし、何方め
てたくよろこひ申事ニ候、こゝもとわれらいよくふしニ庄
之助はかまきニて、めてたくよろしくそんし候、わさとわ
井候てかん壺わおくり申候、さてきよねん中ハ御てまへ
やくニて候へハ、一しほあんしくらし申候ニ、けつくふゆニ
成候て、いよくこゝろよく御さ候よし、何方めてたくそん
し候、もはやいよくうちつ、きまめニ御入候ハんと、よろ
しくそんし候、ずいふんくほうくきと申候間、たつし
やニておしつけあきないニせい出し候ハんと、めてたくそん
し候

正月十三日

めてたくかしく

しゆさんち

三井八郎へもん殿

まいる

〔33〕 寿讀書翰 三月廿五日 (元禄九年 高古宛) (永坂町)

三井家所藏、三井文庫寄託史料)

尚々こゝもとの用す、市兵へはなし申可候

めてたくかしく

市兵衛帰り申候、一ふて申入まいらせ候、まへかたもこま
くと、御ふミ、今十九日之文たしかに相と、き、はいけん

申候、まつくそこもとかわる事なく、御そもしとの、おミ
ちとれくも無事のよしうけ給、何よりまんそく申候、こ、
もと一もん中かわる事なく候、わか身（氣色）きしよくの事まへかた
ハ、しよくなとも、へたへ申さす、なんき（難題）いたし候か、此
中ハたんく心よく候ま、此とほりに候ハ、おしつけ
くわ（候）いきいたし候ま、御心やすかるへく候
何事もめてたくかしく

三月廿五日

三井吉郎右衛門との

まいる御返事

同 寿さん

〔34〕 三井高富書翰 五月十九日（延宝五〜七年 高利宛）

（永坂町三井家所蔵、三井文庫寄託史料）

猶々六兵衛方へ金子之預り手形致遣し候間、金子御渡之
節御引取可被成候、小判相場五十九匁四分五分仕候、以
上

一飛脚便二一筆啓上仕候、先以其御地弥御堅固ニ被成御座候
由、珍重奉存候、当地兩棚共ニ相替儀無御座、皆々無為相
勤申候、貴意安被思召可被下候

一今度松崎伊右衛門、金子三拾両当地にて六兵衛、其元へ便
次第二上せくれ候様ニと被頼申候間、幸今度次手御座候而

一差上せ申候、御請取置被成、六兵衛上着次第御渡可被下候
一市右衛門儀、其元へ今六日ニ上着仕候而、同十日京着仕候
由八郎右衛門方々□越候、然共様子未不申越候、其以後
又惣其元江五日切之便ニ御取替金之義、兩度迄以書状申上
候、最早間も御座候間委御返事可被□待兼罷在候得共、
尔今其儀無御座無覚束奉存候、其初も申上候通、御差上ケ

金大分小分ハ各別之義、少二而も差上ケ不申候ハンハ、何
共難義ニ奉存候、早々御返事ニ具可被仰下候、御屋敷ニも
様子切ニ御尋被成候ニ付、難義千万奉存候、其元便不自由
ニ御座候は、京都迄成共急便ニ可被仰下候、猶委細重而可
申上候、相替儀も無御座候間、早々申上候、恐惶謹言

五月十九日

同治郎右衛門（花押）

三井八郎兵衛様

〔35〕 三井高伴書翰 二月十九日（延宝五年〜貞享二年 寿

讚宛）

尚々まいらせ候

小ひやうへ下り申候、一ふて申あげ候、いよくいつれもさ
ま御そく才ニ御入可被遊とめてたくそんしまいらせ候、こ、
もと相替儀御さなく候、去ル十五日二道中（兵衛）ち甚ひやへたより
ニ御ふ（通じ）しんしまいらせ候、わたくし儀道中何事なく十六日
ニ上り付申候、此度ハ江戸（ち）ちすくに其元へのほり可申と内々

そんしい申候へとも、こゝもとへの用の事とも御さ候ニ付、立(立)より申候、大かた今廿四五日(時分)しふんニハそこもとへ下り、諸事御目にかゝり可申上候、やうす小(兵衛)ひやうへ可申上候、江戸よりわたくしたよりニ状ともうけとり参候、此たよりニさ(次郎)き遣し申候間、相と、さ(次郎)したい御くろうなからそれ(金次)く御(失念)しちねんなくと、き候様ニ御申付被遊可被下候、何事も追付罷着可申上候

二月十九日

三井源右衛門

めてたく

御は、人さままいる

〔36〕 庄次郎書翰 (高利自筆) 八月三日 (貞享二、三年以

降 寿讚宛) (永坂町三井家所蔵、三井文庫寄託史料)

なおく我等も一□無事ニい申候、其元いつかた□御心得可被下候

小兵衛帰り申候間、一筆申入候、左様候へハ其元何かたも御無事ニ御座候由うけたまわり、祝(マツ)申候、然ハせいちうくわん、其外書状紙ふくろ(カ)儘ニ請取申候、然ハ其元元之介殿への馬之くび下シ申候、儘ニ御請取可被下候、然ハ我等よるもの(カ)はやくき便りニ御越可被下候、早々申入候

八月三日

庄次郎

かしく

御は、人さま

〔37〕 野田五郎右衛門書翰 五月六日付 (延宝五年頃、高利

宛) (永坂町三井家所蔵、三井文庫寄託史料)

尚々爰元之義、万事氣遣被成間敷候、一門共も銘々ニ御状忝由二候、茂兵衛義ハ少遠所故、未御報をも不申上候、心事期後慶之時候、以上

(二節)

先以可申上候処、早々此方々以人を可申上候処、彼是取紛延引ニ仕、御報ニ罷成失本意申候、以上

態御祝義迄ニ長三郎指越申候条、一書令啓上候、先以当月二日之貴札相届急拜見仕候、如貴命先月ハ遠路御上京一入御太義忝奉存候、如仰万事首尾能相調、満足仕候、乍去貴公様早々御下り被成、是又残念之至ニ奉存候、爰許伊兵衛義弥な(彌)しまれ一入大悦仕事ニ候、乍輕徹御祝詞之寸志斗ニ目錄之通進上仕候、御内室様へ以別紙可申上候得共、結句御六ヶ敷被思召候ハんと扣申候、何も夏中御登京之時分万端可申達候、恐惶謹言

五月六日

松屋五郎右衛門 (花押)

三井八郎兵衛様

御まいる